

富山県中小企業トランスフォーメーション補助金の補助を受けるにあたって

富山県中小企業トランスフォーメーション補助金事務局

富山県中小企業トランスフォーメーション補助金は、富山県（国）の財源による補助金でありますので、事業の執行にあたっては、補助金交付の趣旨に反することのないよう行うことが必要です。

1. 補助金は、事業計画書に記載されている内容に基づき、誠実に補助事業を行うことが義務づけられています。従って、不正、不当な行為については、当事業実施要領に基づき、「交付決定の取り消し」や「補助金の返還」もありえますので、ご注意ください。
2. 「補助金交付決定通知書」に記載された補助金交付決定額は、申請書に基づいて審査された補助金の交付限度額（上限）であり、実際にお支払いする補助金額とは必ずしも一致しません。実際にお支払いする補助金額は、各位からご提出いただく「実績報告書」に基づき確定しますので、ご注意ください。
3. 提出いただく実績報告書の添付書類（支出証拠書類等）に不備又は不足があった場合には、お支払いする補助金が減額される、あるいは補助金交付の取消もあり得ますので、報告書や添付書類（支出証拠書類等）はできるだけ早めにご準備いただき、不備又は不足がないよう十分ご確認のうえ、ご提出ください。
4. 事業遂行の中で改めて「補助対象経費として入れて良いか」の判断については、不安なものや金額が大きなもの等は出来る限り、事務局へ事前に確認してください。
5. 事業の実施に伴い、申請時と事業内容の変更が生じそうな場合は、事前に事務局の担当者とよく連絡をとり、相談のうえ、所定の手続きをとるようにしてください。
（事業の内容自体が大幅に変更になる場合は、認められない場合もあります）
6. 事務局からのメール連絡等には十分、注意してください。（書類提出依頼や、緊急の調査等、事務連絡などには早急に対応していただく必要があります）
メールを受け取った後、連絡がないということが絶対にならないようにしてください。事務局側は非常に多くの件数の処理をしているので、対応されない場合は、本当に補助金の交付ができなくなる場合があります。
7. 他の補助金事業の交付も受ける場合、同一支出へ補助対象経費が重なった場合などは補助金交付決定の取消又は補助金の返還を求める場合があります。
8. 当事業は、県（国）の監査の対象になりますので、関係書類については、事業終了後5年間保存していただく必要があります。また、事業終了後、アンケート調査を実施する予定ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。